

## 学生等の学びを継続するための緊急給付金

### 概要

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的に困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が学びを継続できるよう、国による「緊急給付金」制度が実施されることになりました。

本制度を希望する学生は、まず以下に示す国作成の「申請の手引き」をよく確認し、申請要件を満たしているかどうかを確認してください。要件を満たす者は、オンライン（LINE）にて申請し、大学は要件を確認した上で当該学生を国に推薦することになります。最終的に、国が交付を決定した学生には10万円が支給されます。

今回の「緊急給付金」は国（および日本学生支援機構）による緊急の制度で、短期間のうちに周到な準備をして申請いただく必要があります。申請にあたっては募集要項をよく確認し、ご家族と状況を共有したうえで、申請を行ってください。

※対象要件のすべての条件を満たされない場合でも申請を受け付けますので修学の継続が困難になっている場合は躊躇なく申し込みください。（ただし、各大学での推薦可能枠が定められているため、推薦順位は下がります。）

### 申請対象者

在学生

### 支給額

10万円

### 申請方法

オンライン申請（LINE）

本学では、文部科学省が提供するスマートフォン等（LINE）を活用した申請システムによる申請を原則とします。申請者用のURLは、「グレクサ」で別途案内します。

※日本学生支援機構の給付奨学金12月現在の受給者は、申請不要です。

### 事前準備

「申請の手引き」を熟読し、4ページ「**5**支給対象者の要件（基準）」満たすことを確認のうえ、5ページ「**2**支給要件を満たすことを証明する書類」を準備してください。

[『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引き](#)

### 申請期間

令和4年1月14日（金）17:00まで

（※申請期間以降の申請は、審査対象としませんので注意してください。）

### 審査方法

本学において申請内容を審査し、日本学生支援機構に申請します。

ただし、各大学に配布される推薦枠に限度があるため、申請要件を満たしていても給付されない場合があります。